

I 調査の概要

1 目 的

この調査は、学校教育法による学校に関する学校数、生徒数、教員数、卒業者数等の事項を調査し、教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

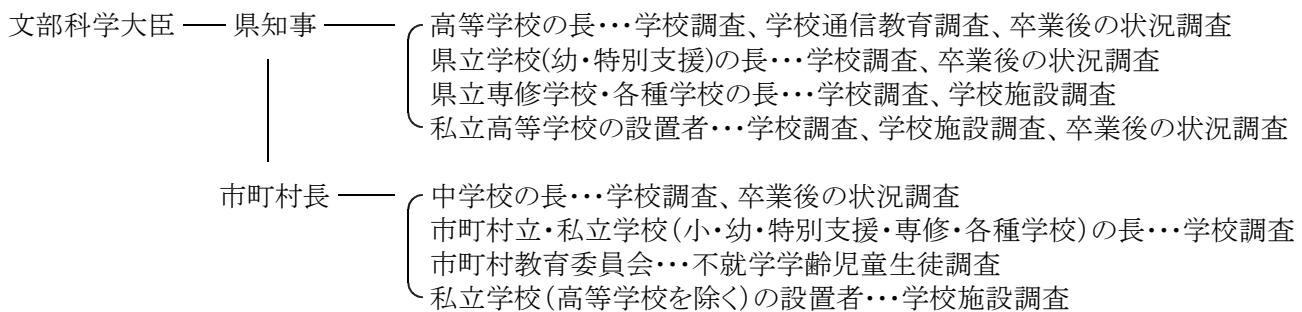
2 調査の対象・範囲

- (1) 学校教育法第1条の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び幼稚園
 - (2) 学校教育法第82条の2の専修学校
 - (3) 学校教育法第83条の各種学校
 - (4) 学校教育法第23条の学齢児童及び同法第39条第3項に規定する就学の猶予又は免除を受けた学齢児童及び学齢生徒

3 調査事項及び期日

種類	期日	項目
学校調査	平成19年5月1日現在	学校数、学級数、児童・生徒数、教員数、職員数、入学者数及び卒業者数
学校通信教育調査	平成19年5月1日現在	履修者数、教員数、職員数、入学者数、退学者数及び卒業者数
不就学学齢児童生徒調査	平成19年5月1日現在	学齢児童生徒の就学免除者数、就学猶予者数、1年以上居所不明者数及び死亡者数
学校施設調査	平成19年5月1日現在	用途別土地面積及び構造別用途別建物面積
卒業後の状況調査	平成19年3月卒業者について5月1日現在	進路別卒業者数、産業別及び職業別就職者数

4 調查系統



5 利用上の注意及び用語の説明

- (1) 比率の算定に当たっては、小数点第2位を四捨五入した。このため、内訳の合計が100.0%にならないものがある。
 - (2) 教員の「本務」・「兼務」の区別は、原則として辞令面により、勤務が2校以上にわたる場合は給料又はこれに相当するものを支給されている学校を本務とした。2校以上から給料を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とし、給料が同額か、一括支給されている場合は、授業時間の多い方を本務とした。
 - (3) 「75条の学級」とは、平成19年法律96号による改正前の学校教育法第75条に定める特殊学級(知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴等の心身に障害のある者を対象とする学級)である。
 - (4) 「定時制」の高等学校とは、夜間その他特別の時間又は、時期に授業を行う高等学校をいう。
 - (5) 「併置」の高等学校とは、全日制と定時制の課程を併せて設置している高等学校をいう。
 - (6) 高等学校の卒業者は、全日制と定時制を合わせたものである。
 - (7) 「進学者」(大学等、高等学校等及び専修学校(高等課程・専門課程)に入学した者)には、進学した者及び就職進学者を含めた。就職進学者とは、進学または入学している者のうち就職している者をいう。
 - (8) 「就職者」には、自家自営業に就いた者は含めたが、家事手伝いや臨時的な仕事に就いた者は含まない。
 - (9) 「入学志願者数」は、上級学校へ入学願書を提出した者の実数を調査した。したがって、同一人が二校以上に入学志願して、その幾つかの学校に合格した場合は、実際に進学した方に記入し、いづれも不合格の場合は、第1志望の方に記入した。
 - (10) 表中の「-」は計数がない場合、「0.0」は計数が単位未満の場合、「…」は計数出現がありえない場合又は調査対象とならなかつた場合を示す。